

政令第二百三十四号

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。